



令和3年7月6日から

送り付け商法に関する法律が変わりました

送り付け商法とは、

注文していないにもかかわらず、販売会社が金銭を得ようとして、一方的に商品を送り付ける手口です。



消費者庁イラスト集より

- ◆ 送り付けられた商品を受け取ってしまった場合、受け取った商品はどうしたらよい？

直ちに処分して問題ありません！

- ・ 事業者から金銭を請求されても支払い不要
- ・ 勘違いして金銭を支払ってしまった場合は返還請求できる



処分が可能な商品は、

「売買契約が成立していないのに、販売会社が商品を発送して代金を請求しようとしている場合」に限ります。

- ※ 「贈り物」の可能性はありませんか？
- ※ 「誤配送」の場合、処分してしまうと損害賠償請求される可能性がありますので、確認が必要です。



* ~ *

- ◆ 商品が「国際郵便」で海外から届いた場合は？

海外から、国内の消費者に送り付けられた場合も、日本の法律が適用されます。同様に処分して問題ありません。



※ 不安を感じたら、消費生活センターに相談してください

ひとりで悩まず、
お気軽にご相談ください
相談専用ダイヤル

055-282-7323

南アルプス市消費生活センター

場所 市役所 本庁舎1階
市民活動支援課内

曜日 月曜日から金曜日(祝日を除く)

時間 午前9時から12時、午後1時から4時

